

○奈良県警察リフレッシュ休暇制度実施要綱の制定について

(平成3年10月31日例規第43号)

[沿革] 平成4年3月例規第13号、7月第40号、6年3月第10号、7年4月第19号、11年3月第14号、13年12月第55号、16年3月第17号、22年3月第10号、29年3月第6号改正

みだしの要綱を別記のとおり制定し、平成3年11月1日から実施することとしたので、所属職員に周知徹底の上、下記により効果的な運用を図られたい。

なお、リフレッシュ休暇実施要綱の制定について（平成2年10月例規第44号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

記

1 制定の趣旨及び要点リフレッシュ休暇制度については、平成元年10月に永年勤続職員表彰の受賞者を対象に、受賞を機会に計画的に一定期間の連続休暇を取得し、心身をリフレッシュして次なる職務に備えることを目的として発足させ、平成2年11月に旧要綱を制定し、永年勤続表彰受賞の機会以外に一定の勤続年数を経るごとに取得できるよう対象者を拡大してきたところであるが、近年の国民生活におけるゆとりある生活指向の高まりに伴い、県警察としても、従来、職員が満足に取得できなかった連続休暇や多忙な勤務の合間に家族とともに充実した時間を過ごし、心身のリフレッシュを図るための休暇の取得を組織的に推奨することとし、この度、旧要綱を廃止して、全職員を対象としたリフレッシュ休暇を設定し、もって年次有給休暇（以下「年次休暇」という。）の計画的消化を促進し、活力に満ちあふれた職場づくりに資することとしたものである。

2 運用解釈上の留意事項

(1) 休暇の性格（第3関係）

本制度による休暇は、原則として年次休暇であり、その範囲内において運用するものである。この場合、年次休暇は、本来職員が自由に取得できる性格のものであるから、その運用に当たっては、十分に配慮すること。

したがって、本制度による年次休暇は、リフレッシュ休暇制度の休暇項目として定めた理由以外の年次休暇取得を妨げるものではないので、所属長は、その他の年次休暇取得についても、その促進を図るよう努めること。

(2) 対象職員、日数及び取得時期（第4、第5及び第6関係）

ア 永年勤続休暇、リフレッシュ特別休暇及び受賞休暇

(ア) 満50歳又は満40歳に達する職員の特別休暇（以下「リフレッシュ特別休暇」という。）は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）において満50歳又は満40歳に達することとなる職員が対象となる。

(イ) 35年、25年及び10年勤続職員の勤続年数は、奈良県警察表彰取扱規程（昭和49年10月奈良県警察本部訓令第10号）に規定する永年勤続職員表彰の審査基準にいう期間計算の例に準じて算定すること。

(ウ) 鉄道公安業務の移管に伴い採用された後、5年を経過した職員について、35年、25年及び10年勤続職員の勤続年数は、鉄道公安職員であった期間を通算する。

(エ) 30年及び20年勤続表彰受賞者の場合の「これに相当する表彰を受賞した職員」とは、警察庁、管区警察局及び管区警察学校に出向中に30年又は20年の永年勤続職員表彰を受賞した職員をいう。

(オ) 永年勤続休暇及び受賞休暇の日数の計算は、これらの休暇に連続して週休日又は休日がある場合はこれらの日を含めることとしたが、これは、連続して休務する日数が規定した日数以内でなければならないということである。

したがって、休暇日数が5日以内である場合を例にとれば、土曜日と日曜日に引き続いて月曜日から年次休暇を取得するときは、休暇の始期は土曜日であるから、水曜日までで5日となる（この間の年次休暇消化は3日）。

(カ) 永年勤続表彰を受賞した職員又は35年、25年若しくは10年勤続職員が永年勤続休暇とリフレッシュ特別休暇を合わせて取得する場合における休暇日数は、それぞれの永年勤続休暇に定められている日数以内とする。ただし、永年勤続休暇とリフレッシュ特別休暇をそれぞれ別に取得する場合にあってはこの限りでない。

イ シーズン休暇

サマーバカンスは、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月奈良県人事委員会規則第16号）に定める特別休暇としての夏期休暇5日以内と合わせて、夏期休暇期間中（7月1日から9月30日までの間）に効果的に取得すること。

なお、サマーバカンス及びウインターバカンスの取得時期について、所属長は、警務部長の承認を得て、所属の実情により1か月の範囲内で夏期の始期を早め、又は冬期の終期を遅らせることができることとしたが、夏期の始期を早めることができるのは、サマーバカンスの取得の始期を早めることであって、前記特別休暇としての夏期休暇の取得時期（7月1日から9月30日までの間）に変更を加えることはできない。

ウ 家族記念日休暇

家族記念日休暇については、例示の外に職員の拝命の日、同期生会、受賞休暇を取得するに至らない程度の表彰受賞等、職員が任意に設定することができるもので

ある。

エ リゲイン休暇

リゲイン休暇は、おおむね3週間以上の事件・事故、災害等の予防又は発生に伴って、週休等の休みもなく連続して勤務に就いた場合に取得できるものであるが、必ずしも捜査本部、災害本部等を設置したものには限定しないこと。

(3) 休暇の届出（第7関係）

リフレッシュ休暇は、年次休暇及び特別休暇利用であることから、リフレッシュ休暇届による届出とともに、奈良県警察職員服務規程（昭和30年4月奈良県警察本部訓令第14号）第13条第1項に規定する年次休暇取得手続又は第13条第2項に規定する特別休暇取得手続を、また、リフレッシュ休暇を利用して海外渡航をしようとするときは、同規程第15条に規定する海外渡航手続を経ること。

別記

奈良県警察リフレッシュ休暇制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、リフレッシュ休暇制度の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 適用職員

奈良県警察に勤務する職員（臨時職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）に適用する。

第3 リフレッシュ休暇の性格

リフレッシュ休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月奈良県条例第29号）第13条の規定に基づく年次有給休暇（以下「年次休暇」という。）及び同条例第14条の規定に基づく特別休暇をもって充てるものとする。

第4 リフレッシュ休暇の種類及び対象職員等

1 永年勤続休暇

永年勤続休暇を取得できる職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤続年数が35年又は勤続年数にかかわらず年齢が満55歳のいずれか該当職員が選択するものに達した職員（以下「35年勤続等職員」という。）
- (2) 奈良県警察表彰取扱規程（昭和49年10月奈良県警察本部訓令第10号）第4条第8号の規定に基づく30年勤続表彰を受賞した職員又はこれに相当する表彰を受賞した職員（以下「30年勤続表彰受賞者」という。）
- (3) 勤続年数が25年に達した職員（以下「25年勤続職員」という。）
- (4) 奈良県警察表彰取扱規程第4条第8号の規定に基づく20年勤続表彰を受賞した職

員又はこれに相当する表彰を受賞した職員（以下「20年勤続表彰受賞者」という。）

(5) 勤続年数が10年に達した職員（以下「10年勤続職員」という。）

2 リフレッシュ特別休暇

リフレッシュ特別休暇を取得できる職員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 満50歳に達する職員

(2) 満40歳に達する職員

3 受賞休暇

受賞休暇を取得できる職員は、警察功労等による表彰で、別表に掲げるものを受賞した職員（以下「特定表彰受賞者」という。）とする。

4 シーズン休暇

(1) 夏期（7月1日から9月30日までの間。以下同じ。）において職員の任意の休暇目的のため取得できるものであって、全職員を対象とする（以下「サマーバカンス」という。）。

(2) 冬期（1月11日から2月末日までの間。以下同じ。）において職員の任意の休暇目的のため取得できるものであって、全職員を対象とする（以下「ウインターバカンス」という。）。

5 ファミリー休暇

(1) 職員又は家族の誕生日、結婚記念日その他自己又は家族にとっての記念となる日の中から任意に選択して取得できるものであって、全職員を対象とする（以下「家族記念日休暇」という。）。

(2) 子弟の入学式、卒業式、PTA 活動等の学内行事その他家庭行事、ボランティア活動等の事由のある日の中から任意に選択して取得できるものであって、全職員を対象とする（以下「家庭行事休暇」という。）。

6 リゲイン休暇

おおむね3週間以上週休等の休みもなく連続しての事件・事故、警戒警備及び月間行事等に従事（以下「長期捜査等従事」という。）した場合に取得できるものであって、所属長が指定した職員を対象とする。

第5 リフレッシュ休暇の日数

リフレッシュ休暇により取得できる日数は、次に掲げるとおりとする。ただし、第4の1に定める永年勤続休暇と第4の2に定めるリフレッシュ特別休暇を合わせて取得する場合を除き、種類の異なる休暇を連続して取得することはできないものとする。

なお、年次休暇による永年勤続休暇とリフレッシュ特別休暇を合わせて取得した場合にあっても、休暇の日数は、1の(1)から(3)までに定める休暇の日数の範囲内で取得し

なければならない。

1 永年勤続休暇

永年勤続休暇の日数は、次のとおりとする。ただし、日数の計算に当たっては、当該休暇に連続して週休日又は休日がある場合は、これらの日を当該日数に含めるものとする。

- (1) 35年勤続等職員及び30年勤続表彰受賞者は、14日以内
- (2) 25年勤続職員及び20年勤続表彰受賞者は、7日以内
- (3) 10年勤続職員は、5日以内

2 リフレッシュ特別休暇

リフレッシュ特別休暇は、3日以内

3 受賞休暇

特定表彰受賞者の受賞休暇の日数は、3日以内とし、職員はそれぞれの特定表彰の受賞の都度取得できるものとする。ただし、表彰事由が同一の功労等である場合は、重ねて取得することはできない。

また、日数の計算については、1のただし書を準用する。

4 シーズン休暇

シーズン休暇の日数は、次のとおりとし、職員は、当該日数を連続し、又は分割して取得することができる。

- (1) サマーバカンスは、夏期期間中の3日以内
- (2) ウィンターバカンスは、冬期期間中の3日以内

5 ファミリー休暇

ファミリー休暇の日数は、次のとおりとする。

- (1) 家族記念日休暇は、それぞれの記念日ごとに1日とし、通じて年間3日以内
- (2) 家庭行事休暇は、それぞれの事由ごとに1日とし、通じて年間3日以内

6 リゲイン休暇

リゲイン休暇の日数は、長期捜査等従事ごとに連続3日以内とし、職員は長期捜査等従事の都度取得できるものとする。

第6 リフレッシュ休暇の取得時期

1 永年勤続休暇、リフレッシュ特別休暇及び受賞休暇

- (1) 永年勤続休暇は、対象者となった日から、特定表彰受賞者は、当該受賞の日から、原則として1年を経過する日までとする。ただし、対象者となった日において、刑事部捜査第一課長、刑事部組織犯罪対策課長、警備部警備第二課長及び警察署長の職にある者は、その職を離れた日から、また、奈良県警察以外の官庁に出向中又は派

遣中の者は、奈良県警察の勤務に復帰した日から、それぞれ1年を経過する日までとする。

(2) リフレッシュ特別休暇は、対象者が満50歳又は満40歳に達することとなる当該会計年度内とする。

(3) リフレッシュ特別休暇を除き、職務遂行の必要性又はその他の理由により、前記(1)に規定する時期までに休暇を取得することができないときは、所属長以上の職員にあっては警務部長、その他の職員にあっては所属長の承認を得て、取得の時期を対象者となった日から2年を経過する日までとすることができる。

2 シーズン休暇

夏期又は冬期の期間内に取得するものとする。ただし、所属長は、警務部長の承認を得て、所属の実情により1か月の範囲内で夏期の始期を早め、又は冬期の終期を遅らせることができる。

3 ファミリー休暇

家族記念日休暇は、記念日当日又は当該日の前後おおむね1週間以内に取得するものとする。

4 リゲイン休暇

長期捜査等従事の終了後、所属長が指定する日から、おおむね1か月以内に取得するものとする。

第7 リフレッシュ休暇の届出

1 リフレッシュ休暇を取得しようとする職員は、あらかじめリフレッシュ休暇届（別記様式）により、所属長（所属長以上の職員にあっては、警務部長を経由して警察本部長）に届け出るものとする。この場合において、永年勤続休暇を取得しようとするとき及び永年勤続休暇以外の休暇の日数を連続して取得しようとするときは、原則として、当該休暇の初日の1か月前までに届け出なければならない。

2 受賞に係るリフレッシュ休暇の届出は、受賞の日以前であっても、受賞が決定した日以後は行うことができるものとする。

第8 リフレッシュ休暇届出受理時の措置

1 所属長（所属長以上の職員にあっては警察本部長。2及び第9において同じ。）は、休暇の届出を受けた場合は、当該職員の年次休暇の残日数を確認の上、休暇を円滑に取得することができるよう、当該休暇期間中及びその前後における当該職員の担当業務の処理等についての調整等必要な措置を講ずるものとする。

2 所属長は、届出に係る休暇の取得時期が業務運営上重大な支障があると認める場合は、その休暇の取得時期の変更等所要の調整を行うものとする。

第9 リフレッシュ休暇取得の指導

- 1 所属長は、リフレッシュ休暇のうち取得対象者が特定できる休暇の取得者について休暇を取得するよう適切に指導を行うなど、リフレッシュ休暇の取得を奨励するものとする。
- 2 所属長は、前項のほか、職員の年次休暇の取得状況について把握するとともに職員に対し、計画的取得について、日ごろから適切な指導を行うものとする。

第10 職員の心得

職員は、リフレッシュ休暇の目的を認識し、休暇目的に沿って有効に活用するよう努めるものとする。

(別表等省略)